

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	:	2% クロム酸ナトリウム溶液
SDS コード	:	G9-14
供給者の会社名称	:	
林純薬工業株式会社		
住所	:	大阪府大阪市中央区内平野町 3 丁目 2 番 12 号
電話番号	:	06-6910-7305
E-mail	:	shiyaku_kikaku@hpc-j.co.jp
URL	:	https://direct.hpc-j.co.jp/
緊急連絡電話番号	:	06-6910-7305
推奨用途	:	試験研究用
使用上の制限	:	人体又は動物用の医薬品、食品、家庭用品、化粧品等には使用しない事

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS 分類

物理的危険性	爆発物	分類できない	
	可燃性ガス	区分に該当しない	
	エアゾール	分類できない	
	酸化性ガス	区分に該当しない	
	高圧ガス	区分に該当しない	
	引火性液体	分類できない	
	可燃性固体	区分に該当しない	
	自己反応性化学品	分類できない	
	自然発火性液体	分類できない	
	自然発火性固体	区分に該当しない	
	自己発熱性化学品	分類できない	
	水反応可燃性化学品	分類できない	
	酸化性液体	分類できない	
	酸化性固体	区分に該当しない	
	有機過氧化物	分類できない	
	金属腐食性化学品	分類できない	
	鈍性化爆発物	分類できない	
	健康有害性	急性毒性 (経口)	区分 3
		急性毒性 (経皮)	区分に該当しない
		急性毒性 (吸入: 気体)	区分に該当しない
急性毒性 (吸入: 蒸気)		分類できない	
急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト)		区分 4	
皮膚腐食性/刺激性		区分 2	
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性		区分 2	
呼吸器感作性		区分 1	
皮膚感作性		区分 1	
生殖細胞変異原性		区分 2	
発がん性		区分 1A	
生殖毒性		区分 1B	

環境有害性	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 2 (呼吸器系, 腎臓, 肝臓)
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 2 (呼吸器系, 腎臓)
	誤えん有害性	分類できない
	水生環境有害性 短期(急性)	区分 2
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分 3
	オゾン層への有害性	分類できない

絵表示  
(GHS JP)



GHS06



GHS08

注意喚起語 (GHS JP)

: 危険

危険有害性 (GHS JP)

: 飲み込むと有毒 (H301)  
皮膚刺激 (H315)  
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ (H317)  
強い眼刺激 (H319)  
吸入すると有害 (H332)  
吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息又は呼吸困難を起こすおそれ (H334)  
遺伝性疾患のおそれの疑い (H341)  
発がんのおそれ (H350)  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ (H360)  
臓器の障害のおそれ (呼吸器系, 腎臓, 肝臓) (H371)  
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ (呼吸器系, 腎臓) (H373)  
水生生物に毒性 (H401)  
長期継続的影響によって水生生物に有害 (H412)

注意書き (GHS JP)

安全対策

: 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)  
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)  
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)  
取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)  
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)  
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)  
環境への放出を避けること。(P273)  
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)  
[換気が不十分な場合]呼吸用保護具を着用すること。(P284)

応急措置

: 飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)  
皮膚に付着した場合: 多量の水で洗うこと。(P302+P352)  
吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)  
眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)  
ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。(P308+P311)  
気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。(P314)  
口をすすぐこと。(P330)  
皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合: 医師の診察/手当てを受けること。(P333+P313)  
目の刺激が続く場合: 医師の診察/手当てを受けること。(P337+P313)  
呼吸に関する症状が出た場合: 医師に連絡すること。(P342+P311)  
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)

保管

: 施錠して保管すること。(P405)

廃棄

: 内容物/容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS RN
			化審法番号	安衛法番号	
クロム酸ナトリウム	約 2%	Na <sub>2</sub> CrO <sub>4</sub>	(1)-282	既存化学物質	7775-11-3
水	約 98%	H <sub>2</sub> O	-	-	7732-18-5

上記濃度又は濃度範囲は、規格値ではありません。

上記濃度又は濃度範囲に記載の%は、個別表記があるものを除き、全て重量%となります。

### 4. 応急措置

#### 応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。  
多量の水と石鹼で優しく洗うこと。  
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 眼に入った場合 : 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用してい  
て容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。  
直ちに医師に診断／手当てを受けること。

### 5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 水噴霧、泡消火剤、乾燥粉末消火剤、二酸化炭素、砂
- 使ってはならない消火剤 : 強い水流は使用しない。
- 火災危険性 : この製品自体は不燃性である。
- 爆発の危険 : 加熱により、容器が爆発するおそれがある。
- 火災時の危険有害性分解生成物 : 火災時に刺激性もしくは有毒なフュームまたはガスを発生する。
- 消火方法 : 着火した場合、初期消火は、火元(燃焼源)を断ち、適切な消火剤を用いて一挙に  
消火する。  
周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。  
移動不可能な場合、容器及び周囲の設備等に散水し、冷却する。  
消火に使用した水が環境中に流出しないようにする。  
消火後も大量の水を用いて容器を冷却する。
- 消火時の保護具 : 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。

### 6. 漏出時の措置

#### 人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

- 一般的措置 : 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。  
関係者以外の立ち入りを禁止する。  
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。  
作業の際には、吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、必ず適切な  
保護具を着用し、風下で作業行わない。

#### 環境に対する注意事項

- 環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。  
下水道や公共用水域への侵入を防ぐ。

**封じ込め及び浄化の方法及び機材**

- 浄化方法 : 漏出は、吸収剤を使用してできるだけ素早く回収する。  
できるだけ液体漏出物は密閉容器に回収する。  
回収跡は多量の水で洗い流す。

**7. 取扱い及び保管上の注意****取扱い**

- 技術的対策 : 吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用して作業する。  
漏れ、あふれ、飛散しないように取扱い、ミスト、蒸気の発生を少なくし、換気を十分にする。

- 安全取扱注意事項 : この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
取扱い後はよく手を洗いうがいをする事。  
作業所の十分な換気を確保する。

- 接触回避 : 長時間または反復の暴露を避ける。

**接触回避****保管**

- 安全な保管条件 : 施錠して保管すること。  
直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。容器を密閉し、火気、熱源より遠ざける。

- 安全な容器包装材料 : 気密容器。

- 技術的対策 : 適用法令を遵守する。

- 保管温度 : 冷暗所保管

**8. ばく露防止及び保護措置**

成分名	管理濃度(厚生労働省)	許容濃度(産衛学会)	
		基準値	許容濃度 上限
クロム酸ナトリウム	0.05 mg/m <sup>3</sup> Cr として	0.05 mg/m <sup>3</sup> Cr として	-

- 設備対策 : 取扱場所での発生源の密閉化、または局所排気装置、全体換気装置の設置。取扱場所の近くに安全シャワー、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

**保護具**

- 皮膚及び身体の保護具 : 不浸透性前掛け、不浸透性作業衣、不浸透性長靴  
眼の保護具 : 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)  
手の保護具 : 不浸透性保護手袋  
呼吸用保護具 : 防毒マスク

**9. 物理的及び化学的性質**

- 物理状態 : 液体  
外観 : 液体  
色 : 黄色  
臭い : 無臭  
pH : 9.0 (25°C)  
融点 : データなし  
凝固点 : データなし  
沸点 : データなし  
引火点 : データなし  
自然発火点 : データなし  
分解温度 : データなし  
可燃性 : データなし

蒸気圧	: データなし
相対密度	: データなし
密度	: 1.02 g/cm <sup>3</sup> (20°C)
相対ガス密度	: データなし
溶解度	: データなし
n-オクタノール/水分配係数(Log Pow)	: データなし
爆発限界 (vol %)	: データなし
動粘性率	: データなし
粒子特性	: データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	: データなし
化学的安定性	: 通常の取扱い条件では安定である。
危険有害反応可能性	: 酸化剤であり、可燃性物質や還元性物質と反応する。
避けるべき条件	: 日光、熱。可燃性物質、還元性物質との接触。
混触危険物質	: 可燃性物質、還元性物質
危険有害な分解生成物	: クロム酸化物、ナトリウム酸化物

## 11. 有害性情報

製品として	
急性毒性 (経口)	区分 3
急性毒性 (経皮)	区分に該当しない
急性毒性 (吸入)	蒸気:分類できない 気体:区分に該当しない 粉じん、ミスト:区分 4
皮膚腐食性/刺激性	区分 2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2
呼吸器感作性	区分 1
皮膚感作性	区分 1
生殖細胞変異原性	区分 2
発がん性	区分 1A
生殖毒性	区分 1B
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 2
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 2
誤えん有害性	分類できない
クロム酸ナトリウム	
急性毒性 (経口)	経口投与によるラット LD50=40mg/kg から (EU-RAR(2005))、区分 2 とした。
急性毒性 (経皮)	ウサギ LD50 = 1330 mg/kg (EU-RAR(2002)) であることから区分 4 に分類した。
急性毒性 (吸入:気体)	GHS の定義による固体であり、分類対象外とした。
急性毒性 (吸入:蒸気)	データなし。
急性毒性 (吸入:粉じん、ミスト)	ラット LC50=0.104 mg/L (4 時間) より (EU-RAR(2005))、区分 2 とした。
皮膚腐食性/刺激性	水溶性の 6 価クロム化合物は腐食性を示すとの記載 (EU-RAR(2005)) から、区分 1 と判定した。
眼に対する重篤な損傷性/刺激性	水溶性の 6 価クロム化合物は眼に不可逆的な深刻な障害を起すとの記載から (EU-RAR(2005))、区分 1 とした。また、皮膚腐食性は区分 1 に分類されている。
呼吸器感作性	ナトリウム塩を含む 6 価クロム化合物は、ヒトへの暴露により呼吸器感作性を示すとの報告がある (EU-RAR(2005)) ことから、区分 1 とした。
皮膚感作性	ナトリウム塩を含む 6 価クロム化合物は、モルモットによる皮膚感作性試験で陽性との報告がある (EU-RAR(2005)) ことから、区分 1 とした。
生殖細胞変異原性	in vivo アルカリ溶出試験で陽性 (IUCLID(2000))、ラット吸入暴露試験で肺に DNA 損傷がみられている (RTECS Accessed on Oct 2007)。各種 in vitro 試験で陽性であること (IARC 49(1990))、さらに水溶性 6 価クロム化合物は in vivo 変異原性が示唆されていることから (EU-RAR(2005)、IARC 49(1990))、区分 2 とした。

クロム酸ナトリウム	
発がん性	IARC が 6 価クロム化合物を区分 1 に分類している (IARC vol.49 (1996))。EU がグループ 2 に分類している (EU 2007)。日本産業衛生学会がクロム化合物 (6 価) を第 1 群に分類している (産衛学会 2007)。以上の結果から、区分 1A とした。
生殖毒性	【分類根拠】本物質自体の生殖影響に関する情報はヒト、動物ともない。ただし、本物質は水溶性の無機六価クロム化合物であり、生体内では六価クロムとして機能すると考えられるため、重クロム酸ナトリウム (CAS: 10588-01-9) 及び重クロム酸カリウム (CAS: 7778-50-9) の動物試験データが利用可能と判断した。実験動物では、水溶性六価クロム化合物 (重クロム酸カリウム) の交配試験成績として、(1) より雌に経口投与した後に無処置の雄と交配した結果、又は妊娠中に経口投与した結果、ラット、マウスともに着床前又は着床後の胚/胎児死亡・吸収が顕著に認められたが、生存胎児には低体重に加え、皮下出血、尾の奇形が認められた。また、(2) より雄の性機能 (交尾・射精) への有害影響、(3) より雌の卵巣に機能的・器質的な有害影響を生じることによる様々な生殖毒性影響の可能性が示された。なお、(4) より水溶性六価クロム化合物 (重クロム酸ナトリウム) の反復経口投与により、雄への影響として雄性生殖器及び精子形成に障害を生じる。以上、水溶性六価クロム化合物の経口投与試験に伴う生殖能への影響、発生影響が本物質にも当てはまると考えられるが、一方で、ヒトへの影響として、六価クロムの職業ばく露による知見は(5)に限られることから、本物質は区分 1B とした。なお、本物質以外の水溶性六価クロム化合物の情報を利用し、分類結果を変更した。【根拠データ】(1) 雌ラット、又は雌マウスに重クロム酸カリウムを 20 日間飲水投与後に無処置の雄と交配させた結果、着床前後の胚/胎児死亡による吸収が顕著であったが、生存胎児には低体重、骨格形成遅延に加えて、皮下出血斑、尾曲り、短尾等の外表異常が認められた。また、妊娠マウスに重クロム酸カリウムを飲水投与した試験でも、母動物毒性用量で胎児に皮下出血、尾の異常がみられている (CICAD (2013)、ATSDR (2012)、EU-RAR (2005))。(2) 雄ラットに重クロム酸カリウムを 12 週間飲水投与した後に無処置の雌と交配させた結果、交尾行動の変化として、マウント回数、射精した雄の割合の減少、射精に至るまでの時間の延長、射精の頻度の減少が認められた (CICAD (2013))。(3) 雌ラットに重クロム酸カリウムを 20 日間又は 90 日間飲水投与後に無処置の雄と交配させた結果、交尾率、受胎率の低下、着床前又は着床後の胚損失の増加、さらに高用量では黄体数の減少や性周期の延長や乱れが認められた。また、雌マウスに重クロム酸カリウムを 20 日間飲水投与した結果、成熟ステージの異なる卵胞数の減少、1 匹当たりの卵子数の減少、卵巣に組織変化 (血管の増殖・拡張、卵胞細胞の核濃縮、閉鎖卵胞) が認められた (CICAD (2013)、ATSDR (2012))。(4) 雄ラットに重クロム酸ナトリウムを 90 日間経口投与した結果、精巣毒性 (組織学的・生化学的変化)、精子形成能の低下が、また雄マウスに重クロム酸カリウムを 7 週間経口投与した結果、精細管の変性、精子数の減少、精子の形態異常がみられた (CICAD (2013))。さらに、雄サルに重クロム酸カリウムを最長 6 ヶ月間飲水投与した試験では、2 ヶ月後に精子数及び精子の運動能の減少がみられ、6 ヶ月後には精子形成障害、精巣・精巣上体に組織変化 (管腔の閉塞、生殖細胞の著減、ライディッヒ細胞の過形成、セルトリ細胞の線維化) が認められた (ATSDR (2012))。【参考データ等】(5) 六価クロムへの職業ばく露による精子の質に関する疫学調査では、形態的に異常な精子の割合の増加、精子数の減少及び精子の運動性低下がみられたとの報告がある (CICAD (2013)、ATSDR (2012))。また、重クロム酸製造施設の女性作業者の間で、中毒症や妊娠及び出産中の合併症の頻度が増加したと報告されたが、合併症及び中毒症の本質は明らかにされなかった (CICAD (2013))。(6) 雄ラットに重クロム酸ナトリウムを 90 日間、又は 6 ヶ月間吸入ばく露させた試験では、精巣に異常は認められなかった。また、ラットを用いた重クロム酸ナトリウム吸入ばく露による 3 世代試験などでは、生殖発生影響は検出されなかった (CICAD (2013))。(7) 重クロム酸ナトリウム・二水和物 (CAS: 7789-12-0) について、ラットを用いた強制経口投与による反復投与毒性・生殖発生毒性試験 (OECD TG 422) では、雌親動物に摂餌量減少、血液・胃・腎臓への影響など一般毒性影響のみられる用量で妊娠期間の延長がみられたが、受胎能に影響はなく、分娩や児動物への影響もみられなかった (厚労省既存化学物質毒性データベース (Accessed Jan. 2019))。(8) EU CLP では Repr. 1B に分類されている。日本産業衛生学会はクロム及びクロム化合物を生殖毒性第 3 群に分類している (産衛学会生殖毒性分類の提案理由書 (2014))。
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	ヒトで水溶液の蒸気を吸入すると、気管支の壊死、肺水腫が見られたとの報告がある。また、ヒトで飲み込むと腎臓と肝臓に障害が見られたとの報告がある (EU-RAR (2005))。以上の結果から、区分 1 (呼吸器、腎臓、肝臓) とした。
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	クロム酸ナトリウムを含む 6 価クロム化合物の労働者への反復暴露により、呼吸器と腎臓の障害が見られたとの報告がある (EU-RAR (2005))。このことから、区分 1 (呼吸器、

クロム酸ナトリウム	
	腎臓)とした。
誤えん有害性	データなし。

## 12. 環境影響情報

製品として	
水生環境有害性 短期(急性)	区分 2
水生環境有害性 長期(慢性)	区分 3
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壌中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	分類できない

クロム酸ナトリウム	
水生環境有害性 短期(急性)	水生環境急性有害性: 甲殻類(オオミジンコ)の 48h EC50 が 0.05 mg/L (EU, 2005) であることから区分 1 とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	水生環境慢性有害性: 急性毒性が区分 1、金属化合物であり水中での挙動及び生物蓄積性が不明であるため、区分 1 とした。

## 13. 廃棄上の注意

化学品(残余廃棄物)	: 都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に、内容を明示して処理を委託する。
汚染容器及び包装	: 容器の内容物を完全に除去してから廃棄する。 空容器は地域の条例に準拠してリサイクル、再利用または廃棄する必要がある。

## 14. 輸送上の注意

### 国際規制

#### 海上輸送(IMDG)

国連番号 (IMDG)	: 3287
正式品名 (IMDG)	: TOXIC LIQUID, INORGANIC, N.O.S.
容器等級(IMDG)	: III
輸送危険物分類 (IMDG)	: 6.1
危険物ラベル (IMDG)	: 6.1
クラス(IMDG)	: 6.1
区分(IMDG)	: 6.1
特別規定 (IMDG)	: 223、274
少量危険物(IMDG)	: 5 L
微量危険物(IMDG)	: E1
包装要件(IMDG)	: P001、LP01
IBC 包装要件(IMDG)	: IBC03
ポータブルタンク包装規定 (IMDG)	: T7
輸送特別規定-タンク(IMDG)	: TP1、TP28
積載区分 (IMDG)	: A
特性および観察結果 (IMDG)	: Toxic if swallowed, by skin contact or by inhalation.
緊急時応急措置指針番号	: 151

#### 航空輸送(IATA)

国連番号 (IATA)	: 3287
正式品名 (IATA)	: Toxic liquid, inorganic, n.o.s.
容器等級 (IATA)	: III
輸送危険物分類 (IATA)	: 6.1
危険物ラベル (IATA)	: 6.1
クラス (IATA)	: 6.1
区分(IATA)	: 6.1
PCA 微量危険物(IATA)	: E1

特別管制区(PCA)少量危険物(IATA)	: Y642
特別管制区(PCA)数量限定物の最大積載量(IATA)	: 2L
PCA 包装要件(IATA)	: 655
特別管制区(PCA)最大積載量(IATA)	: 60L
CAO 包装要件(IATA)	: 663
貨物機専用(CAO)最大積載量 (IATA)	: 220L
特別規定(IATA)	: A3、A4、A137
ERGコード (IATA)	: 6L
<b>海洋汚染物質</b>	: 非該当
<b>国内規制</b>	
海上規制情報	: 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	: 航空法の規定に従う。
緊急時応急措置指針番号	: 151
<b>特別な輸送上の注意</b>	: 運搬に際しては、容器の転倒、損傷、落下、荷崩れ等しないように積み込み、漏出のないことを確認する。

## 15. 適用法令

### 国内法令

労働安全衛生法	: 特定化学物質第2類物質、管理第2類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2、5号) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2) クロム及びその化合物 特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3) 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項) 特殊健康診断対象物質・過去取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第2項) 特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質(令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)
毒物及び劇物取締法	: 劇物(指定令第2条) クロム酸塩類及びこれを含有する製剤
水質汚濁防止法	: 有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)
消防法	: 非該当
大気汚染防止法	: 有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申)
外国為替及び外国貿易法	: 輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	: 毒物類・毒物(危規則第2、3条危険物告示別表第1)
航空法	: 毒物類・毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	: その他の危険物・毒物類(毒物)(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	: 車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	: 特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4)
水道法	: 有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
下水道法	: 水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)	: 第1種指定化学物質、特定第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1、施行令第4条) 六価クロム化合物(管理番号: 88)クロムとして(0.6%)
労働基準法	: 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1) がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号)
土壌汚染対策法	: 特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)

## 16. その他の情報

### 参考文献

- : 17524 の化学商品(化学工業日報社)
- 国際化学物質安全性カード(ICSC)
- 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)
- ERG2020 版 緊急時応急措置指針(日本規格協会)

### その他の情報

- : この SDS は林純薬工業株式会社の著作物です。当該製品の化学物質製品を取り扱う事業者に対して提供するものであり、安全を保証するものではありません。現時点における該当化学物質の情報を全て検証しているわけではありません。当該化学物質について常に未知の危険性が存在するという認識で、製品運搬・開封から廃棄に至るまで、安全を最優先して使用者自己の責任においてご使用下さい。当該化学物質を使用する際は、使用者自ら安全情報を収集すると共に使用される場所・機関・国などの、法規制等については使用者自ら調査し最優先させてください。国または地方の規制についての調査は、当社としては行いかねますので、この問題については使用者の責任で処理願います。当該物質の日本語による SDS と他国言語にて翻訳された SDS が存在する場合、内容の相違があるなしに関わらず日本語で記述された文書が優先され他国言語による文書は参考文書とします。